

事務連絡  
平成25年4月3日

住宅再建・まちづくり復興事業担当部局長 殿

※青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、仙台市

国土交通省都市局都市安全課長  
市街地整備課長  
住宅局住宅総合整備課長  
水産庁漁港漁場整備部防災漁村課長  
復興庁統括官付参事官(地域・インフラ担当)

住宅再建・まちづくりの復興事業に係る所有者不明等の場合の  
用地取得の迅速化及び入札手続きの早期化について

東日本大震災の被災地における住宅再建・復興まちづくりの加速化に向け、所有者不明等の場合の用地取得の迅速化及び入札手続きの早期化については、関係省庁と協力し、対応しているところです。

つきましては、下記についてご留意のうえ、住宅再建・復興まちづくりの加速化を図られるようお願いいたします。

なお貴県におかれては、貴管下の被災市町村に対しこの旨周知いただくよう、よろしくお取り計らい願います。

## 記

### 1. 所有者不明等の場合の用地取得の迅速化について

東日本大震災の被災地における住宅再建・まちづくりの復興事業（以下「復興事業」という。）に伴う用地取得については、土地の所有者の所在が不明であるなど、所有者の調査が困難であるため、復興が進まないケースがあるとの指摘がされています。

復興事業の実施に当たり、自治体が用地取得を行う場合等には、不明地権者の調査を司法書士、補償コンサルタント等に委託することにより、用地取得の迅速化が図られる場合もあります。防災集団移転促進事業、津波復興拠点整備事業、災害公営住宅整備事業及び漁業集落防災機能強化事業に係る当該調査費については、各復興事業の

事業計画作成費等<sup>※</sup>として、東日本大震災復興交付金等を充てることができることから、必要に応じて、活用願います。

なお、法務省民事局民事第二課長より、日本司法書士会連合会会長に対し、被災地の自治体から、登記の嘱託に係る事件の土地の所有者の所在探索又は所有権の登記名義人の相続人の調査の依頼を受けたときは、積極的に対応するよう、会員に周知願う旨、依頼されていることを申し添えます。

(※各復興事業について、東日本大震災復興交付金交付要綱(国土交通省)附属編または東日本大震災復興交付金基金交付要綱(国土交通省)附属第Ⅱ編の以下の部分に該当します。(漁業集落防災機能強化事業を除く。)

防災集団移転促進事業：別表(7)事業計画等の策定に関する事業 ウ 権利の調査及び評価

津波復興拠点整備事業：津波復興拠点のための用地取得造成 イ 測量試験費

災害公営住宅整備事業：「災害公営住宅整備事業等対象要綱」第4条表中(イ)欄「用地取得造成事業」に係る(ロ)欄「事務費」

漁業集落防災機能強化事業：東日本大震災復興交付金交付要綱(農林水産省)または東日本大震災復興交付金(復興交付金基金)交付要綱(農林水産省)の別添5 漁業集落防災機能強化事業における第4 助成 2 対象経費 (1) 工事費 (エ) 測量及び試験費

## 2. 復興事業に係る入札手続きの早期化について

復興事業に係る入札契約方式の選択に当たっては、復興事業の緊急性等を勘案し、地方自治法上認められている契約方式(一般競争入札を原則としつつ、一定の場合は指名競争入札及び随意契約が認められている)のうち、出来るだけ早期に住宅再建・復興まちづくりを進める観点から適切な入札契約方式を選択すべきであることにご留意願います。